２　前項の規定により当該抗告の相手方に抗告提起通知書を送達するときは、同時に、抗告状を送達しなければならない。

３　原裁判所の決定書又は決定書に代わる調書の送達前に第一項の抗告の提起があったときは、同項の規定による抗告提起通知書の送達は、決定書又は決定書に代わる調書とともにしなければならない。

４　前三項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による許可があった場合について準用する。この場合において、前三項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（再抗告等の抗告理由書の提出期間）

第五十二条　法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条の抗告及び法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告においては、抗告理由書の提出の期間は、抗告人が前条第一項の規定による抗告提起通知書の送達を受けた日から十四日とする。

２　前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てに係る理由書の提出の期間について準用する。この場合において、前項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と、「抗告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用）

第五十三条　［略］

（検察官に対する調査嘱託・法第四十六条）

第五十四条　法第四十六条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十六条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十一条の規定を準用する。

（民事訴訟費用等に関する規則の準用）

第五十五条　［略］

（刑事訴訟規則の準用等）

第五十六条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の一部改正）

第四十九条　配偶者暴力等に関する保護命令手続規則（平成十三年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
（保護命令事件における調書の省略等） **第三条**　第十一条において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第六十七条第一項の規定にかかわらず、保護命令事件における口頭弁論の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人若しくは当事者本人の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。 ［２・３　略］	（保護命令事件における調書の省略等） **第三条**　第十一条において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第六十七条第一項の規定にかかわらず、保護命令事件における口頭弁論の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人若しくは当事者本人の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。 ［２・３　同上］

［新設］

（民事訴訟規則の準用）

第三十六条　［同上］

（検察官に対する調査嘱託・法第四十二条）

第三十七条　法第四十二条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十二条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十条の規定を準用する。

（民事訴訟費用等に関する規則の準用）

第三十八条　［同上］

（刑事訴訟規則の準用等）

第三十九条　［同上］